

## 奈良県告示第二百七十四号

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

奈良県知事 山下 真

### 一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区

### 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

#### イ 大和都市計画第一種歴史的風土保存地区

高市郡明日香村大字御園、大字平田、大字岡、大字島庄、大字上居、大字祝戸、大字橋、大字川原、大字飛鳥、大字豊浦、大字雷、大字小山及び大字奥山の各一部

#### ロ 大和都市計画第二種歴史的風土保存地区

高市郡明日香村大字御園の一部、大字檜前、大字阿部山、大字大根田、大字栗原、大字平田の一部、大字越、大字真弓、大字岡の一部、大字島庄の一部、大字上居の一部、大字細川、大字上、大字尾曾、大字冬野、大字畑、大字入谷、大字栢森、大字稲渕、大字阪田、大字祝戸の一部、大字橋の一部、大字立部、大字野口、大字川原の一部、大字飛鳥の一部、大字豊浦の一部、大字雷の一部、大字小山の一部、大字奥山の一部、大字八釣、大字東山及び大字小原

### 三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県環境森林部景観・自然環境課及び明日香村総合政策課

### 四 縦覧期間

令和六年十一月二十九日から同年十二月十三日まで

### 五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県環境森林部景観・自然環境課に令和六年十二月十三日までに必着するよう提出すること。